

法 令 等 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第22条第1項
処 分 の 概 要	自動車運転代行業者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	大阪府警察本部交通部交通総務課安全指導第二係（電話06-6943-1234 内線50331）
備 考	